



よくある質問 (FAQ)

## EUDR 対応 FSC アラインド: FSC 要求事項についてよくある質問

FSC EUDR 対応モジュール、FSC リスクアセスメントおよび  
システム全体の変更における規準文書の変更案について  
よくある質問 (FAQ)

2024 年 8 月 19 日更新



## はじめに

FSC では現在、FSC 認証取得者が欧州連合森林破壊防止規則（EUDR）をはじめとする EU 規則への遵守を実証する努力の一助となるソリューション開発を進めています。そのひとつには、FSC EUDR 対応モジュールの開発を通じた認証へのモジュール式のアプローチが含まれます。これは、EUDR に特化した評価基準、定義、文書作成、そして検証プロセスを取り込んだ、既存の認証規格を拡張した総合的で適応型の規格となっています。

FSC EUDR 対応モジュールは、独立した規格ではなく、現行の森林管理、CoC および管理木材に関する FSC 認証要求事項に追加して自主的に使用することを意図した規格であり、EUDR 対応 FSC アラインドで提供する他のソリューションと合わせて使用するのが最も効果的です。FSC EUDR 対応モジュールには、この自主的な規格に対する認証取得者の適合を検証する認証機関の認定に関する要求事項も含まれています。

EUDR 対応 FSC アラインドおよび FSC EUDR 対応モジュールの実施において欠かせない要素が、FSC リスクアセスメントの適用です。FSC リスクアセスメントは<FSC-PRO-60-006b V2-0 リスクアセスメントの枠組み>に基づいており、この枠組みの改定プロセスは、2021 年にはすでに始まっており、現在は完了しています。

これに加えて FSC では、規準文書の変更案をアドバイスノートの形で策定しました。これは FSC システム全体に適用されるもので、EUDR 対応だけではなく、<FSC-POL-01-007 林地転換に関する指針>へのさらなる対応にも基づく内容となっています。

本 FAQ は、EUDR 対応 FSC 認証を構成する要求事項を理解するための一助となるよう作成されました。

© 2024 Forest Stewardship Council, A.C. All Rights Reserved  
FSC® F000100

本文書の著作権で保護された内容を、発行者の書面による明示的な許可なく配布、変更、送信、再利用、複製、再投稿または使用することは禁止されています。情報提供のみの目的に限り、本文書を閲覧、ダウンロード、印刷すること、また個別ページを配布することを、ここに許可します。

# 目次

<b>1. 要求事項策定プロセスについて</b>	<b>8</b>
1.1 パブリックコンサルテーションに参加しましたが、私のフィードバックはどうなりましたか？	8
1.2 関連要求事項へのリンクはどこにありますか？	8
1.3 移行日はいつですか？	9
1.4 EUDR 対応に関する FSC の対応やこれらの基準要求事項についてもっと良く理解するために、他にどのような資料がありますか？	10
<b>2. システム全体の一般的認証要求事項について</b>	<b>11</b>
2.1 拠点が EU 内になく、EU との取引もありませんが、これらの変更は私にも関係があるのでしょうか？	11
2.2 FSC はなぜ、EUDR のために、全使用者を対象とする新しい要求事項を導入しているのですか？	11
<b>3. FSC EUDR 対応モジュール全般について</b>	<b>12</b>
3.1 FSC EUDR 対応モジュールの適用は必須ですか？	12
3.2 FSC EUDR 対応モジュールは EUDR のために限定されていますか？ それとも他の規則にも対応していますか？	12
3.3 FSC EUDR 対応モジュールは誰に関係しますか？	12
3.4 製品が EUDR 遵守を義務づけられているか、FSC EUDR 対応モジュールに含めることができるのか、どのように判断すればよいですか？	12
3.5 FSC EUDR 対応モジュールだけの認証を取得することはできますか？	13
3.6 FSC EUDR 対応モジュールを使用した場合、サプライチェーンのすべての企業もこの新規格に従うことが義務づけられますか？	13
3.7 FSC 要求事項における事業者と仲介・流通業者はどうすれば区別できますか？	13
3.8 FSC EUDR 対応モジュールで認証を受けるにはどうすればよいですか？	13

3.9 FSC EUDR 対応モジュールを使えば EUDR 遵守が保証されますか？	13
3.10 当社はサプライチェーンの末端に位置し、FSC 100%の原材料だけを使用していますが、EUDR 遵守の責任を負っています。地理的位置情報および森林破壊ゼロ宣言についてはどのような情報が提供されますか？ 情報を提供するの誰ですか？	14
3.11 EUDR 対応表示の原材料はすべて FSC 100%である必要がありますか？ それとも、認証原材料と非認証原材料の分別を実施している限り、他の供給源からの原材料も使用できますか？	14
3.12 FSC EUDR 対応モジュールで認証を受けて FSC トレースを使用する場合、EUDR を遵守した完全デューデリジェンスシステムを導入する場合に対してどのようなギャップがありますか？ FSC はデューデリジェンスシステムのテンプレートを提供しますか？	14
3.13 サプライチェーン全体が端から端まで認証されていない場合や、製品が FSC EUDR 対応モジュールを使用する認証取得者から非認証企業に移動する際、FSC EUDR 対応モジュールはどのようにサプライチェーンに適用されますか？	15
3.14 FSC EUDR 対応モジュールには追加料金がかかりますか？	15
3.15 FSC EUDR 対応チームと対面の会合を行い、どのようなサービスの提供内容をお話いただき、当社にとって最適なソリューションについて個別のアドバイスを受けることはできますか？	15
3.16 FSC から、FSC 認証企業の製品・注文・出荷貨物の地理的位置データを提供してもらえますか？	16
3.17 異なる産業分野別（製材所、製紙工場、印刷所・出版社、家具メーカーなど）の詳細な説明はありますか？	16
3.18 従来の FSC 認証取得者と、認証範囲に FSC EUDR 対応モジュールを含む認証取得者を、どうすれば区別できますか？	16
3.19 EU 市場には該当する製品を投入していません。従って情報収集だけに責任を負っていますが、それでも FSC EUDR 対応モジュールを使うことにメリットはありますか？	17
<b>4. 森林管理認証 EUDR 対応モジュールについて</b>	<b>18</b>
4.1 FSC EUDR 対応モジュールに適合するためには、業務慣行を大幅に変更する必要がありますか？	18
4.2 森林管理者は FSC リスクアセスメントを使用する必要がありますか？	18

4.3 管理型森林管理に関しては、EUDR 対応モジュールの要求事項が異なりますか？	18
4.4 森林管理グループの場合はどうなりますか？	18
4.5 認証地域では FSC 森林管理規格に適合するだけで EUDR 遵守の証拠として十分ではありませんか？ なぜ FSC 森林管理認証地域でもリスクアセスメントが義務づけられているのですか？	19
4.6 FSC では「森林破壊がない」という用語をどのように定義していますか？	19
<b>5. CoC 認証 EUDR 対応モジュールについて</b>	<b>20</b>
5.1 CoC 認証ユーザーにとって最大の変更点は何ですか？	20
5.2 FSC EUDR 対応モジュールを導入しない場合でも実施の必要がある変更はありますか？	20
5.3 追加情報を収集するたびに、毎回デューデリジェンスシステムを更新する必要がありますか？	20
5.4 供給者から入手した情報に関する私の責任は何ですか？	20
5.5 EUDR の統一システムコードと FSC の製品タイプは、どのような関係にありますか？	21
5.6 デューデリジェンスリスクアセスメントは、年 1 回実施するのですか？ それとも出荷毎に実施するのでしょうか？ 年 1 回の実施なら、新製品を作る場合に購入量が分からない可能性があります、年間数量集計を含めるにはどうすればよいのでしょうか？	21
5.7 FSC 100%ではなく FSC ミックス表示を使用し、低リスク国から調達を行っている場合、簡易デューデリジェンスに従うのですか？ それとも詳細なリスクアセスメントを実施するのですか？	21
5.8 どの管理システムを EUDR 対応モジュールと合わせて使うことができますか？	22
5.9 どうすれば混入リスクを軽減できますか？	22
5.10 FSC CoC 認証取得者ですが、製品には FSC ミックス原材料を使用しているものと使用していないものがあります。製品のすべてが FSC CoC に含まれていない場合、どの程度 EUDR 遵守のために FSC EUDR 対応モジュールを使用することができますか？	22
5.11 FSC ミックス製品の非認証部分の適合は、どのように評価されますか？ FSC ミックスが EUDR 要求事項を満たすことはできますか？ それとも追加文書が必要ですか？	22

5.12 「EUDR 対応仲介・流通業者 (regulatory trader) 」と「仲介・流通業者 (trader) 」の具体的な違いは何ですか？ EUDR 対応仲介・流通業者も、他の仲介・流通業者と同じ要求事項を満たす必要がありますか？	23
5.13 クレジットおよびパーセンテージシステムで管理されるミックス原材料について、どのように FSC EUDR 対応モジュールを実施できますか？	23
5.14 CoC 認証取得者がシステム全体の変更の移行期間中に FSC 100%の原材料を調達した場合、自動的に森林破壊がないという扱いにはなりません。この場合、認証取得者にはまだ確認する責任があるのでしょうか？	23
<b>6. FSC リスクアセスメントについて</b>	<b>24</b>
6.1 リスクアセスメントについて、プロセスに関する要求事項に対する主な変更案は何ですか？	24
6.2 リスクアセスメントについて、内容に関する要求事項に対する主な変更案は何ですか？	24
6.3 リスクアセスメントでは国レベルのリスクを評価するのですか？ それとも製品レベルのリスクの評価ですか？	26
6.4 改定版リスクアセスメントには、先住民族の権利の保護がどのように盛り込まれていますか？	26
6.5 誰が FSC リスクアセスメントを使用することができますか？ 認証を取得する必要はありますか？	26
6.6 FSC リスクアセスメントはいつから使用できるようになりますか？	26
6.7 どの国が優先されていますか？	26
6.8 最初の優先リスクアセスメントが策定された後、分会バランスの取れた国別プロセスは、長期的にどのようにリスクアセスメントの策定に影響を与えることができますか？	27
6.9 私の国で FSC リスクアセスメントの策定を支援するためにできることはありますか？	27
6.10 新規または改定版の FSC リスクアセスメント公開を待つ間、FSC による EUDR 対応リスクアセスメントはどのように実施すればよいのでしょうか？	27
6.11 FSC-PRO-60-002a に基づいて策定された現行のナショナルリスクアセスメントは、FSC EUDR 対応モジュールでの使用に適格でしょうか？	27



6.12 最新の各国リスクアセスメントと各国のリスクレベルの一覧表は、どこで確認できますか？	28
6.13 FSC リスクアセスメントは、FSC ミックスの EUDR 遵守対応もサポートしていますか？	28
6.14 FSC リスクアセスメントと「リスク情報アライアンス」はどのような関係にありますか？	28
6.15 FSC リスクアセスメントは、EUDR を超える内容になっていますか？	28
<b>7. EUDR 対応モジュール認定要求事項について</b>	<b>30</b>
7.1 認証機関にはどのような役割がありますか？	30
7.2 これらの要求事項の段階的導入は、どのように行われますか？	30
7.3 認証機関は、EUDR 対応モジュールに基づく監査を実施するために追加認定を得る必要があるでしょうか？	30
7.4 FSC EUDR 対応モジュールに関して、認証機関への講習は実施しますか？	30
7.5 FSC 以外の制度の資格を持つ監査員が FSC EUDR 対応モジュールの監査をすることはできますか？	30
7.6 認証機関は、管轄当局との業務実施に当たってどのような役割を果たしますか？	31

# 1. 要求事項策定プロセスについて

## 1.1 パブリックコンサルテーションに参加しましたが、私のフィードバックはどうなりましたか？

FSC では、どのようにフィードバックが最終草案に反映されたかを見直し示すコンサルテーション報告書を作成しました。FSC EUDR 対応モジュールおよびシステム全体の変更に関するコンサルテーション報告書の概要は[こちら](#)を、またリスクアセスメントの枠組みに関しては[こちら](#)をご覧ください。コンサルテーションレポートの全文は[こちら](#)をご覧ください。

- [FSC-STD-01-004 FSC EUDR 対応モジュールに関するコンサルテーション報告書](#)
- [FSC-PRO-60-006b FSC リスクアセスメントの枠組みに関する第 2 回コンサルテーション報告書](#)
- [アドバイスノートに関するコンサルテーション報告書](#)

コンサルテーション報告書は、以下の関連プロセスページで公開されています。

- [FSC EUDR 対応モジュール](#)
- [FSC リスクアセスメントの枠組み](#)

## 1.2 関連要求事項へのリンクはどこにありますか？

認証取得者ができるだけ早く FSC 要求事項を実施する時間を確保するため、すべての要求事項は 2024 年 7 月 1 日に公開されています。FSC EUDR 対応モジュールを適用する認証取得者については、これらの要求事項は即時発効しますが、システム変更および FSC リスクアセスメントの枠組みに関しては、2024 年 7 月 1 日から 2025 年 12 月まで 18 ヶ月間の移行期間が盛り込まれており、発効日は 2024 年 10 月 1 日となっています。関連リンクや文書の要約および概要は、以下をご覧ください。

### EUDR 対応モジュールによる認証取得

EUDR 対応モジュールについての詳細は[こちら](#)をご覧ください。モジュールは[こちら](#)の文書センターでダウンロードできます。

### FSC EUDR 対応モジュール補足資料

FSC は、FSC EUDR 対応モジュールの実施を支援し、要求事項や EUDR との対応を明確にする補完文書を公開しました。このうち「[FSC-GUI-40-004a-01 FSC 製品分類および HS コードの対応](#)」は、FSC



製品コードがどのように EUDR の HS コードと対応するかを示しています。この文書は、[こちらの文書センター](#)からダウンロードいただけます。これに加え、FSC の要求事項が EUDR の関連用語定義とどう対応するのかを説明する解釈文書として、[CoC](#) (INT-STD-40-004-71)、[管理木材](#) (INT-STD-40-005-34、INT-STD-40-005-35) および [森林管理](#) (INT-STD-01-004\_01、INT-STD-01-004\_02、INT-STD-01-004\_03、INT-STD-01-004\_04、INT-STD-01-004\_05、INT-STD-01-004\_06、INT-STD-01-004\_07、INT-STD-01-004\_08) の関連解釈が公開されています。これらの解釈は、[こちらの FSC EUDR 対応モジュール補足資料](#)にある FSC と EUDR の用語比較により編纂されたものです。

FSC リスクアセスメントの枠組みは、[こちらの文書センター](#)でダウンロードできます。

## アドバイスノートを通じたシステム全体の変更

森林破壊のない製品を提供できるよう FSC システムをさらに強化するため、FSC は、「林地転換に関する FSC 指針」の意図に基づく変更を迅速に実施しました。これらの変更はアドバイスノートの形で行われ、製品が確実に EUDR に対応した森林破壊・劣化のないものであるよう徹底し、システムに混入して FSC 認証製品になってしまわないようにします。また、CoC および管理木材使用者用の追加アドバイスノートも含まれており、EUDR 対応モジュールの実施を支援して世界のベストプラクティスに沿った管理を促進します。以下のアドバイスノートが公開済みであり、FSC EUDR 対応モジュールの使用者については即時発効します。

- [ADVICE-20-007-24 FSC 認証管理区画からの森林破壊のない製品](#)
- [ADVICE-20-007-02 原生林の認証](#)
- [ADVICE-40-004-26 FSC EUDR 対応表示の含め方](#)
- [ADVICE-40-005-27 「FSC-PRO-60-006b リスクアセスメントの枠組み」の使用](#)
- [ADVICE-20-001-19 「FSC-PRO-60-006b リスクアセスメントの枠組み」の使用に関する評価](#)

### 1.3 移行日はいつですか？

移行スケジュールは、FSC EUDR 対応モジュールと FSC システム全体に適用されるアドバイスノートで異なります。

FSC EUDR 対応モジュールは 2024 年 7 月 1 日に即時発効し、モジュールを適用する認証取得者は、ただちに要求事項やツールを導入することができます。FSC EUDR 対応モジュールには、移行期間はありません。

FSC システム全体に適用されるアドバイスノートは、FSC EUDR 対応モジュールを適用する認証取得者に対しては 2024 年 7 月 1 日に即時発効しました。

その他のすべての認証取得者に対しては、アドバイスノートの発効日は 2024 年 10 月 1 日、移行期間終了日は 2025 年 12 月 31 日となります。

#### 1.4 EUDR 対応に関する FSC の対応やこれらの基準要求事項についてもっと良く理解するために、他にどのような資料がありますか？

FSC では、これから導入される要求事項や提供サービスについて理解できるよう、各種の補足資料を公開しています。内容は、以下の通りです。

- FSC EUDR 対応モジュールに関する資料や情報は、[こちらのウェブページ](#)をご覧ください。情報キット、ウェビナー録画、簡易リスクアセスメントのテンプレートをはじめ、さまざまな資料をご用意しています。
- FSC のリスクアセスメントの枠組みに関する資料や情報は、[こちらのウェブページ](#)をご覧ください。リスクアセスメントのテンプレート、情報キット、リスクアセスメント策定クイックガイド、リスクアセスメントテンプレートの使用方法を説明する動画など、他にもさまざまな資料があります。
- FSC EUDR 対応モジュールの要求事項を理解するための、使用者タイプ別インタラクティブ・ユーザージャーニー・ツールは、<https://www.fsc-eudr-journey.org/>をご覧ください。
- FSC がどのように EUDR に対応しているか全体的に説明する資料は、EUDR 対応 FSC アラインド特設ページを、[こちらのリンク](#)からご覧ください。[www.fsc.org/eudr](http://www.fsc.org/eudr)

## 2. システム全体の一般的認証要求事項について

### 2.1 拠点が EU 内になく、EU との取引もありますが、これらの変更は私にも関係があるのでしょうか？

はい。FSC は、FSC システム全体に関わるアドバイスノートを策定しました。また、森林破壊のない製品を提供できるよう FSC システムをさらに強化するため、「林地転換に関する FSC 指針」の意図に基づく変更を迅速に実施しました。これらの変更は、既存のシステムに対してアドバイスノートの形で導入されており、最終的には、製品が確実に EUDR に対応した森林破壊・劣化のないものであるよう徹底し、システムに混入して FSC 認証製品になってしまわないようにします。また、CoC および管理木材のユーザー用の追加アドバイスノートも含まれており、EUDR 対応モジュールの実施を支援して世界のベストプラクティスに沿った管理を促進します。以下のアドバイスノートが公開済みであり、FSC EUDR 対応モジュールのユーザーについては即時発効します。

- [ADVICE-20-007-24 FSC 認証管理区画からの森林破壊のない製品](#)
- [ADVICE-20-007-02 原生林の認証](#)
- [ADVICE-40-004-26 FSC EUDR 対応表示の含め方](#)
- [ADVICE-40-005-27 「FSC-PRO-60-006b リスクアセスメントの枠組み」の使用](#)
- [ADVICE-20-001-19 「FSC-PRO-60-006b リスクアセスメントの枠組み」の使用に関する評価](#)

### 2.2 FSC はなぜ、EUDR のために、全使用者を対象とする新しい要求事項を導入しているのですか？

EUDR と FSC の意図は大変良く似ています。EUDR の導入に伴い、FSC は、「林地転換に関する FSC 指針」に沿うように対応するため以前から計画されていた変更を加速化させています。「林地転換に関する FSC 指針」の意図と、森林破壊を終わらせるという世界的なコミットメントに引き続き沿って、FSC は現在、林地転換活動に由来する原材料が FSC 認証製品に混入することを防ぐ、厳しい規則を導入しようとしています。

## 3. FSC EUDR 対応モジュール全般について

### 3.1 FSC EUDR 対応モジュールの適用は必須ですか？

いいえ、FSC EUDR 対応モジュールは自主的に使用される追加モジュールです。認証取得者が認証範囲にこのモジュールを含めると、要求事項の遵守が必須になります。森林管理（FM）認証取得者の場合、このモジュールはすべての管理区画（MU）に適用されます。CoC 認証の場合、認証取得者はどの製品グループに適用するかを選択することができます。

FSC がこれを自主的アプローチとしたのは、企業の従事する活動やサプライチェーンによって影響の程度が異なるからです。EU サプライチェーンにおいて EUDR 遵守を示す労力を減らすため、認証取得者は供給者に対し、原材料に EUDR 対応表示をつけて販売するよう要請することができます。

### 3.2 FSC EUDR 対応モジュールは EUDR のために限定されていますか？ それとも他の規則にも対応していますか？

現在、FSC EUDR 対応モジュールは欧州連合森林破壊規則（EUDR）だけに対応するものとなっています。今後規則の策定がさらに進むに従い、FSC は、さらなる規則対応にこのモジュールを活用することができます。

### 3.3 FSC EUDR 対応モジュールは誰に関係しますか？

この規格は、FSC 認証を申請する、または取得済みの組織が、認証範囲を拡大し EUDR に対応する目的で自主的に使用するものです。既存のすべての認証タイプに追加して使うことができ、認証機関の認定に関する要求事項も含まれています。FSC EUDR 対応モジュール規格は、対象を木材、木材由来製品およびゴムに絞っています。このモジュールは、欧州連合（EU）圏内外いずれの組織にも適用することができますが、EU 圏外の組織の場合は、適合が免除される要求事項もあります（FSC EUDR 対応モジュール附則 1 を参照）。

### 3.4 製品が EUDR 遵守を義務づけられているか、FSC EUDR 対応モジュールに含めることができるのか、どのように判断すればよいですか？

FSC 認証取得者で EUDR の適用対象であるかどうかを確認したい場合、[こちらの](#)文書センターにある「FSC 製品分類・HS コード対応」ガイダンス文書で、製品コードを検索することができます。

### 3.5 FSC EUDR 対応モジュールだけの認証を取得することはできますか？

いいえ、これは独立した要求事項の文書ではなく、追加モジュールです。このモジュールを使用するには、すでに FSC 認証を取得済みであるか、認証プロセスにおいて FSC EUDR 対応モジュールの使用を選択していなければなりません。

### 3.6 FSC EUDR 対応モジュールを使用した場合、サプライチェーンのすべての企業もこの新規格に従うことが義務づけられますか？

いいえ、サプライチェーン内の各企業が、それぞれ認証範囲に FSC EUDR 対応モジュールを含めるかどうか選択することができます。とはいえ、「完全に検証されたサプライチェーン」には、必要なデータのすべてが入手でき、デューデリジェンス実施の際の負担や労力、リスクを軽減できるといった利点もあります。

### 3.7 FSC 要求事項における事業者と仲介・流通業者はどうすれば区別できますか？

FSC EUDR 対応モジュールには「事業者」と「仲介・流通業者」の定義が含まれており、EUDR 用語の「事業者」「仲介・流通業者」「SME」「非 SME」に基づいて、どの要求事項がどのユーザータイプに該当するのかを、アイコンで示しています。

注：<[FSC-STD-40-004 CoC 認証](#)>で定義する「trader（仲介・流通業者）」との混乱を避けるため、FSC では、EUDR の定義する意味で言及する場合、「Regulatory trader（EUDR 対応仲介・流通業者）」という用語を使用しています。

### 3.8 FSC EUDR 対応モジュールで認証を受けるにはどうすればよいですか？

認証取得者は、認証範囲を拡大して FSC EUDR 対応モジュールを含めるよう認証機関に要請し、次の年次監査中、または認証機関との合意に基づき（従って、2025 年 1 月 1 日以降の実施とは限りません）、少なくとも机上監査を実施する必要があります。

### 3.9 FSC EUDR 対応モジュールを使えば EUDR 遵守が保証されますか？

いいえ、EUDR への遵守を検証できるのは管轄当局だけです。FSC では、FSC 要求事項を EUDR に沿うようにし、EUDR 遵守の実証をサポートする追加要求事項を取り入れましたが、遵守の判断はあくまでも管轄当局に委ねられます。認証機関では FSC 要求事項への適合を確認しますが、ユーザーにとっては、第三者により適合を検証してもらえるとという利点があります。

3.10 当社はサプライチェーンの末端に位置し、FSC 100%の原材料だけを使用していますが、EUDR 遵守の責任を負っています。地理的位置情報および森林破壊ゼロ宣言についてはどのような情報が提供されますか？ 情報を提供するのは誰ですか？

要求事項は、ユーザータイプ（EUDR で定義され、EUDR 対応モジュールに反映済）およびサプライチェーンの性質によって異なります。特に、「非 SME 仲介・流通業者」は「非 SME 事業者」と同じ要求事項に従うという点にご注意ください。

デューデリジェンス実施の際、組織は FSC EUDR 対応モジュールのセクション 4.9（デューデリジェンスシステム - インput 材料に関する情報の入手）に示す情報を入手しなければなりません。明確で説得力のある適合の証拠を入手するため、関連供給者や間接的な供給者と協議してもよいでしょう。

EUDR 対応モジュールでは、リスクアセスメント（およびリスク軽減措置）の実施について、一定の免除規定を設けています。4.8.2 項、4.8.3 項およびセクション 4.13 を参照してください。この適用対象外の場合、FSC 100%の製品については、FSC の 簡易リスクアセスメントテンプレートを使用することができます。

3.11 EUDR 対応表示の原材料はすべて FSC 100%である必要がありますか？ それとも、認証原材料と非認証原材料の分別を実施している限り、他の供給源からの原材料も使用できますか？

EUDR 対応表示は、どの FSC 表示にも関連して使うことができ（FSC リサイクルは適用範囲外のため除く）、またすべての管理システム（トランスファー、パーセンテージ、クレジット）で使用することができます。EUDR 対応モジュールの適用範囲内の原材料は、適用範囲外の原材料（該当する場合）から物理的に隔離されている必要があります。

非認証原材料を EUDR 対応モジュールの適用範囲内に含める場合、認証取得者は、<FSC-STD-40-005 FSC 管理木材調達のための要求事項>への適合に加えて、CoC 認証の EUDR 対応モジュール要求事項にも適合する必要があります。

3.12 FSC EUDR 対応モジュールで認証を受けて FSC トレースを使用する場合、EUDR を遵守した完全デューデリジェンスシステムを導入する場合に対してどのようなギャップがありますか？ FSC はデューデリジェンスシステムのテンプレートを提供しますか？

FSC EUDR 対応モジュールと FSC トレースの組み合わせ（FSC トレースに関する詳細は こちら を参照）の方が、認証取得者にとってより強力なソリューションです。供給者や間接的な供給者もこの FSC ツールの組み合わせを適用すれば負担や人的ミスを減らすのに理想的であると考えられ、従って EUDR



迂回のリスクや原産地リスク、混入リスクを減らすことができます。企業には、<[FSC-PRO-60-006b](#) リスクアセスメントの枠組み>に適合する **FSC** リスクアセスメントを使う場合、リスクを評価する際に何を考慮すべきか、詳細な情報が得られるという利点があります。

### 3.13 サプライチェーン全体が端から端まで認証されていない場合や、製品が FSC EUDR 対応モジュールを使用する認証取得者から非認証企業に移動する際、FSC EUDR 対応モジュールはどのようにサプライチェーンに適用されますか？

FSC EUDR 対応モジュールは、サプライチェーン内のすべての認証取得者に適用が義務づけられるわけではありません。FSC 認証または EUDR 対応表示のある原材料の法的所有権を非認証企業が取得すると、その原材料は認証ステータスを失います（他の FSC 認証原材料と同じ）。サプライチェーン川下の認証取得者が、この原材料を EUDR 対応製品グループにおける適格なインプットとして含めたい場合は、FSC EUDR 対応モジュールによる要求事項の他に、現行の要求事項（FSC-STD-40-004 に加えて FSC-STD-40-005）が適用されます。

### 3.14 FSC EUDR 対応モジュールには追加料金がかかりますか？

いいえ。FSC は FSC EUDR 対応モジュールの使用に追加料金を課していません。ただし、このモジュールには拡張要求事項があるため、追加監査が必要です。評価のタイプ（現地監査、文書監査など）は、個々の状況により異なります。そのため、認証機関（CB）による拡張評価の実施に追加費用がかかります。監査費用は、CB のサービス料金や、上記の通り CB が実施しなければならない実際の評価範囲によって異なります。

### 3.15 FSC EUDR 対応チームと対面の会合を行い、どのようなサービスの提供内容をお話いただき、当社にとって最適なソリューションについて個別のアドバイスを受けることはできますか？

申し訳ありませんが、FSC ではキャパシティが限られているため、各社と個別にミーティングを行うことはできません。FSC の地域オフィスやナショナルオフィスでは、詳しい情報や、認証取得方法、認証範囲への FSC EUDR 対応モジュール追加方法などについてアドバイスを提供しておりますのでお問い合わせください。

### 3.16 FSC から、FSC 認証企業の製品・注文・出荷貨物の地理的位置データを提供してもらえますか？

FSC は認証システムであり、FSC 規格、手順、指針、支援ツールなどを使って、FSC 認証システムを構築し、維持しています。しかし、機密情報・企業秘密保護の見地から、FSC 認証取得者の伐採状況や供給者情報にはアクセスできません。供給者と直接話し合い、協力して必要な情報を入手してください。

認証取得者が FSC EUDR 対応モジュール を使用している場合、地理的位置情報を収集すること、また要請に応じて川下の事業者および仲介・流通業者にその情報を提供することが義務づけられています。

### 3.17 異なる産業分野別（製材所、製紙工場、印刷所・出版社、家具メーカーなど）の詳細な説明はありますか？

EUDR の定める義務は、産業分野別に特定されていません。サプライチェーンにおける企業の役割（事業者または仲介・流通業者）および、SME または非 SME のどちらに分類されるかに基づいて規定されています。FSC EUDR 対応モジュールは、認証取得者に該当する EUDR 要求事項を反映しているため、同じ論理に基づいています。

FSC EUDR 対応モジュールには「事業者」と「仲介・流通業者」の定義が含まれており、また EUDR 用語の「事業者」「仲介・流通業者」「SME」「非 SME」に基づいて、どの要求事項がどのユーザータイプに該当するのかを、アイコンで示しています。

注：単一の組織は SME または非 SME に分類できます。しかし、ひとつの組織が、サプライチェーン内の位置によって、同時に事業者または仲介・流通業者として行動する場合があります。さらに、組織の分類が製品グループ間で異なる場合もあります。

### 3.18 従来の FSC 認証取得者と、認証範囲に FSC EUDR 対応モジュールを含む認証取得者を、どうすれば区別できますか？

EUDR 対応モジュール使用者は、認証範囲に新しい規格（および「EUDR 対応(Regulatory)」または「EUDR+対応(Regulatory+)」の表示）が追加され、FSC 認証データベースで表示されます。

3.19 EU 市場には該当する製品を投入していません。従って情報収集だけに責任を負っていませんが、それでも FSC EUDR 対応モジュールを使うことにメリットはありますか？

はい、例えば、新規顧客が情報を必要とし、情報提供を求めらるうと見込まれる場合や、製品を新規顧客のために簡単に EU 市場に投入することができると確認できるようにしておきたいという場合に役立ちます。これにより、顧客が EUDR 要求事項を遵守しやすくなります。

## 4. 森林管理認証 EUDR 対応モジュールについて

### 4.1 FSC EUDR 対応モジュールに適合するためには、業務慣行を大幅に変更する必要がありますか？

FSC EUDR 対応モジュールは、森林管理認証取得者が FSC 森林管理認証を達成するために行った基礎作業を土台とすることで、労力を最小限に抑えられるように開発されました。

EUDR では、森林破壊のない製品であること、原産国の関連法規に従って生産されていることを実証するために、デューデリジェンスの実施を義務づけています。

新しい「ADVICE-20-007-24 FSC 認証管理区画からの森林破壊のない製品」も含めた FSC 要求事項は、こうした点をカバーしているため、森林管理慣行に対して追加変更を行う必要はありませんが、EUDR では（従ってこのモジュールでは）、情報収集、リスクアセスメントとリスク軽減措置、デューデリジェンス声明の発行、記録の維持といった活動が求められます。

このモジュールは、こうした点のいくつかが FSC 認証によってカバーされていることを、森林管理認証取得者が実証できるようサポートするようになっていますが、それでもある程度の作業は必要となります。

### 4.2 森林管理者は FSC リスクアセスメントを使用する必要がありますか？

FSC では、以下の目的のため 簡易リスクアセスメントテンプレートを提供しています。

- 既存の FSC リスクアセスメントがない場合、認証取得者がリスクアセスメントを実施できるよう支援すること。
- FSC リスクアセスメントまたは企業リスクアセスメントで、無視できないリスクが発見された場合、FSC 森林管理認証が、リスクなし、または無視できるリスクのレベルを達成するためのソリューションとして役立つと実証すること。

### 4.3 管理型森林管理に関しては、EUDR 対応モジュールの要求事項が異なりますか？

「管理型森林管理」規格に申請する認証取得者は、森林管理認証取得者と同じ要求事項に適合しなければなりません。

### 4.4 森林管理グループの場合はどうなりますか？

FSC EUDR 対応モジュールには、グループの場合どのように規格が適用されるかについて、補足要求事項が含まれています。これには例えば、責任の分担や、内部監視システムをどのように適応させる必要

があるかなどが含まれます。FSC EUDR 対応モジュールが適用範囲に含まれている場合、すべてのグループメンバーがモジュールへの適合を実証することが義務づけられています。

#### 4.5 認証地域では FSC 森林管理規格に適合するだけで EUDR 遵守の証拠として十分ではありませんか？ なぜ FSC 森林管理認証地域でもリスクアセスメントが義務づけられているのですか？

これは、森林管理認証を「グリーンレーン（無審査の自動認証）」として認めるということになるため、EU 当局には認められません。無視できないリスクのケースではすべて、情報収集、リスクアセスメント、リスク軽減という正式なステップの実施が義務づけられているためです。しかし FSC では、国内森林管理規格への適合を実証することが、無視できるリスクのレベルを達成する手段になると考えています。そうでない場合も、リスク軽減措置として、無視できないリスクの効果的な軽減に貢献できるかもしれません。

#### 4.6 FSC では「森林破壊がない」という用語をどのように定義していますか？

「森林破壊がない」という用語は、FSC システムでは明示的に定義されていません。FSC の規定する「林地転換」と「森林劣化」の定義や、FSC が<森林管理に関する解釈>で公開されている解釈 INT-STD-01-004\_01、INT-STD-01-004\_02、INT-STD-01-004\_04 および INT-STD-01-004\_05、そして<森林管理評価に関する FSC ディレクティブ>で公開した「ADVICE-20-007-24 FSC 認証管理区画からの森林破壊のない製品」および「ADVICE-20-007-02 原生林の認証」で、用語の意味を明確化し、EUDR の定義と規準文書の連結を図って、完全な対応を期しています。

## 5. CoC 認証 EUDR 対応モジュールについて

### 5.1 CoC 認証ユーザーにとって最大の変更点は何ですか？

EUDR の規定に従い、FSC EUDR 対応モジュールには、サプライチェーン内における組織の位置づけ（事業者または仲介・流通業者）によって異なる要求事項が含まれています。新しく導入された点として、デューデリジェンスシステム（DDS）の構築と実施があり、これには少なくとも情報収集、リスクアセスメントおよびリスク軽減のプロセスを含むものとされています。また FSC では、FSC EUDR 対応モジュールを通じて販売される製品のための、新しいアウトプット表示（「EUDR 対応」表示）を導入しました。その結果、FSC EUDR 対応モジュールを使用していない認証取得者は、認証範囲への EUDR 対応表示の追加を自主的に決めることができるようになりました。

### 5.2 FSC EUDR 対応モジュールを導入しない場合でも実施の必要がある変更はありますか？

FSC では現在システム全体の変更の導入を進めているため、FSC EUDR 対応モジュールを使用しない場合も、EUDR 対応アウトプット表示の管理を目的とする明確な要求事項があります。組織は、新しいアドバイスノートの規定を満たしていれば、販売文書で（FSC 表示に続いて）「EUDR 対応」表示の使用を選択することができます。

### 5.3 追加情報を収集するたびに、毎回デューデリジェンスシステムを更新する必要がありますか？

デューデリジェンスシステム（DDS）の目的は、許容できない供給源から原材料を調達するリスクを評価し、軽減することです。組織は、少なくとも年 1 回、DDS の適合性、効果性または妥当性に影響を与える可能性のある変化のレビューを実施（そして必要に応じて改定）し、対策しなければなりません。こうした変化（供給地域、製品タイプ、種など）がない限り、情報を収集するたびに DDS を変更する必要はありません。

### 5.4 供給者から入手した情報に関する私の責任は何ですか？

組織には、供給者の拠点が欧州連合（EU）内外どちらにあるかにかかわらず、収集した情報の信憑性や正確性に対する責任があります。EUDR は、EU 圏内で事業または仲介・流通に従事する組織にのみ適用されるため、EU 圏外の供給者には、EUDR を遵守する義務はありません。そのため、このような供給者の製品については、適合性を判断するために、通常より高いレベルの評価が必要になる場合があります。



## 5.5 EUDR の統一システムコードと FSC の製品タイプは、どのような関係にありますか？

統一システム（HS）コードは、取引商品を番号で分類する標準手段です。一方、FSC の製品タイプは、FSC-STD-40-004a で規定する分類システムに基づく、アウトプットの概要です。FSC 規格は森林生態系内のすべての製品に適用されますが、EUDR では、EUDR 附則 I に示す特定の HS コードの報告が義務づけられています。

このため、FSC 認証取得組織が必ず EUDR の規定の対象になるとは限りませんが、附則 I に記載された製品の取引を行う者には、EUDR の遵守が義務づけられます。HS コードと FSC 製品分類のギャップを埋めるため、FSC では、両方の分類を照合できるよう、ガイダンスツール<[FSC-GUI-40-004a](#)>を公開しました。

## 5.6 デューデリジェンスリスクアセスメントは、年 1 回実施するのですか？ それとも出荷毎に実施するのでしょうか？ 年 1 回の実施なら、新製品を作る場合に購入量が分からない可能性があります、年間数量集計を含めるにはどうすればよいのでしょうか？

本文書の 5.3 項で触れたように、DDS システムは最新版を維持管理し、少なくとも年 1 回、または変化があった時に、レビューを実施（そして必要に応じて改定）しなければなりません（FSC EUDR 対応モジュール 4.8.5 項を参照）。新製品の導入は DDS への変更とみなされるため、リスクアセスメントが必要となります。出荷の度にリスクアセスメントを変更する必要はありませんが、アセスメントは情報の収集に基づいて行います（FSC EUDR 対応モジュールのセクション 4.9 を参照）。

年間数量集計（FSC-STD-40-004 V3-1 の 4.4 項を参照）は、前期の報告期間に関する数字です。前述の項および FSC EUDR 対応モジュールの 4.4.1 項への適合には、収集継続中のインプット情報が使用されます。

## 5.7 FSC 100%ではなく FSC ミックス表示を使用し、低リスク国から調達を行っている場合、簡易デューデリジェンスに従うのですか？ それとも詳細なリスクアセスメントを実施するのですか？

簡易デューデリジェンス（FSC EUDR 対応モジュールのセクション 4.13 に規定）は、セクション 4.13 に示す条件を満たしている限り、どの FSC 表示にも適用できます（ただし、FSC リサイクルは適用範囲外であるため除く）。EUDR の 3 段階リスクシステムに加えて、認証取得者は、該当する FSC リスクアセスメントのリスク判定も考慮する必要があります。とは言え、（FSC リスクアセスメントにおける）無視できないリスクまたは根拠を伴う懸念が発見された場合は、リスクを軽減する必要があります。

す。それでも、認証取得者は常に混入リスク（4.10.7 項）を評価し、該当する場合は、適切なリスク軽減措置を実施しなければなりません。

### 5.8 どの管理システムを EUDR 対応モジュールと合わせて使うことができますか？

EUDR 対応モジュールは、すべての管理システム（トランスファー、クレジット、パーセンテージ）と併用できます。ただし、どの管理システムを使っている場合も、製品グループに不適格原材料（EUDR 対応モジュールの規定における非管理原材料）を含めることはできません。

### 5.9 どうすれば混入リスクを軽減できますか？

混入リスクの評価は、原産地が不明、または森林破壊もしくは森林劣化が過去に起きたか現在起きている地域で生産された原材料の混入を回避することを目的としています。混入リスクには、輸送・加工・保管の各段階でのリスクが含まれます。こうしたリスクは、サプライチェーン自体によっても異なりますが、少なくとも製品加工段階およびサプライチェーンの複雑度（何段階の供給者がいるか、供給者の拠点の地理、供給者の事業規模および種類）を含みます。

### 5.10 FSC CoC 認証取得者ですが、製品には FSC ミックス原材料を使用しているものと使用していないものがあります。製品のすべてが FSC CoC に含まれていない場合、どの程度 EUDR 遵守のために FSC EUDR 対応モジュールを使用することができますか？

組織は、認証の中でどの製品グループを FSC EUDR 対応モジュールの範囲内に含めるか選ぶことができます。FSC 認証製品と非 FSC 認証製品の間では、後者は FSC の認証範囲外（従って EUDR 対応モジュールの適用範囲外）であるため、認証機関による評価は実施されません（また、FSC 要求事項適合と宣伝することもできません）。いずれの場合も、FSC EUDR 対応モジュールは、企業が参照用に使用できる公開ツールです。

### 5.11 FSC ミックス製品の非認証部分の適合は、どのように評価されますか？ FSC ミックスが EUDR 要求事項を満たすことはできますか？ それとも追加文書が必要ですか？

FSC ミックスまたは FSC 管理木材の原材料や製品を調達する場合、認証取得者は、<[FSC-PRO-60-006b](#) リスクアセスメントの枠組み>に基づき、該当する FSC リスクアセスメント（あれば）を使用して、リスクアセスメント（および、該当する場合はリスク軽減措置）を実施しなければなりません。該当する FSC リスクアセスメントがない場合、認証取得者は、前述の手順の要求事項に従って独自にリスクアセスメントを行う必要があります。認証取得者は、システム全体の変更も併せて、FSC システムを遵守のためのツールとして使うことができます。

5.12 「EUDR 対応仲介・流通業者 (regulatory trader) 」と「仲介・流通業者 (trader) 」の具体的な違いは何ですか？ EUDR 対応仲介・流通業者も、他の仲介・流通業者と同じ要求事項を満たす必要がありますか？

FSC は、FSC EUDR 対応モジュールの中で、EUDR の定義する「仲介・流通業者」について述べる際に、「EUDR 対応仲介・流通業者」という用語を使っています。これは、FSC システムの中ですでに使われている「仲介・流通業者」という用語との混乱を避けるためです。FSC システムでは「仲介・流通業者」は「製品の加工を行わない者」と定義されています。

5.13 クレジットおよびパーセンテージシステムで管理されるミックス原材料について、どのように FSC EUDR 対応モジュールを実施できますか？

FSC EUDR 対応モジュールでも、使用するインプットの適格条件に基づいて製品グループが決まるという FSC-STD-40-004 の概念が適用されます。FSC EUDR 対応モジュールの認証範囲に含まれるインプットは、認証・非認証にかかわらず、すべてこの規格の要求事項に従わなければなりません。詳しくは、FSC EUDR 対応モジュールの表 3 をご参照ください。

5.14 CoC 認証取得者がシステム全体の変更の移行期間中に FSC 100%の原材料を調達した場合、自動的に森林破壊がないという扱いにはなりません。この場合、認証取得者にはまだ確認する責任があるのでしょうか？

はい。FSC 100%原材料については、FSC が提供する簡易リスクアセスメントテンプレートを使ってリスクアセスメントを実施することができるため（本文書の 4.2 項も参照）、他の FSC 表示または管理原材料に比べて、組織の作業負担は大幅に軽減されます。

EUDR においては、FSC などの第三者認証システムを適用しているか否かにかかわらず、デューデリジェンスの実施が義務づけられています。

## 6. FSC リスクアセスメントについて

### 6.1 リスクアセスメントについて、プロセスに関する要求事項に対する主な変更案は何ですか？

EUDR 対応のため、管理木材（CW）の他に、FSC EUDR 対応モジュール適合を目指す森林管理認証および CoC 認証の取得者にもリスクアセスメントが適用されます。加えて、<FSC-PRO-60-006b リスクアセスメントの枠組み>に規定するプロセス関連の主な変更は以下の通りです。

- a) リスク情報アライアンスに参加する他の組織も確実に要求事項を遵守できるようにする必要を考慮し（詳しい情報は [www.riskinformationalliance.org](http://www.riskinformationalliance.org) をご覧ください）、プロセスに関する要求事項を合理化。
- b) 以下の場合、リスクアセスメント草案（指標の選択を含むがそれに限らない）に専門家の意見を求めること。
  - i. 指標を評価しリスク判断に達するための情報が入手できる公開情報源が限られている場合。
  - ii. リスク判断の格付に関して疑問がある場合（リスクが広範か、体系的なリスクかなど）。
  - iii. 軽減措置を確立するためにインプットが必要である場合。
- c) 「無視できないリスク」が特定された場合の軽減措置を確立。さらに、以下の要求事項を追加：
  - i. 集中型のプロセスでは、1つの推奨軽減措置だけが確立できる。
  - ii. 主なタイプのプロセスを通じたリスクアセスメントの策定または改定の際、必須の軽減措置は、分会バランスの取れた WG でのみ確立できる。
- d) 5年毎に完全な見直しとその結果の改定を行うほか、公開された FSC リスクアセスメントに対する利害関係者からのコメントを毎年確認し、関連法規、リスク判定および軽減措置が最新の内容であるよう徹底する。担当組織は、ただちに改定を行うべきか、情報を保存して定期改定に含めることができるかを決定するものとする。

プロセスに関する主な変更の詳細情報は、<FSC-PRO-60-006b V2-0 リスクアセスメントの枠組み>と併せて発行された比較文書をお読みください。リンクは以下の通りです。

<https://connect.fsc.org/current-processes/revision-risk-assessment-framework-procedure-fsc-pro-60-006b>

### 6.2 リスクアセスメントについて、内容に関する要求事項に対する主な変更案は何ですか？

内容に関する要求事項について提案されている主な変更の概要は、以下の通りです。

a) **共通の指標**：FSC リスクアセスメントの指標は、32 項目から 64 項目になりました。指標の数は増えていますが、扱われているトピックはほとんど同じです（例：合法性評価、人権と労働者の権利、高い保護価値（HCV）、林地転換、遺伝子組換え生物（GMO）など）。要求事項は、指標案の書き方を通して構造的に変わっています。

b) **林地転換の評価**は、EUDR に加えて<FSC-POL-01-007 林地転換に関する FSC 指針>にも沿うものとなりました。指標 55 は EUDR に完全に対応し、林地転換リスクの評価に対する予防原則の採用も含めて、自然林の転換と人工林の農業利用への変換を評価します。従って、林地転換には原則として「無視できない」リスクとの判定が適用されます。分会バランスの取れたワーキンググループが策定したリスクアセスメントでは、2020 年 12 月 31 日以降に評価対象地域で林地転換が行われていないことを実証するデータ分析により、リスク判定を変更することができます。

自然林地域の年間森林喪失面積 0.02%というリスク閾値を含む「林地転換に関する FSC 指針」への確実な対応を徹底する目的で、自然林から農業以外の土地利用への転換を評価するため、追加指標（56）が追加されました。

c) **森林劣化の評価**：新しい指標（57）では、「2020 年 12 月 31 日以降、森林劣化はない」という森林劣化の評価が導入されました。これには、この指標を評価するための「無視できないリスク」のリスク閾値「評価対象地域における 2020 年 12 月 31 日以降の森林劣化が、年平均で自然林総面積の 0.02%を超える」も含まれています。

「用語と定義」セクションに、森林劣化の定義が追加されました。「自然林」の用語の定義は FSC の定義に基づいていますが、この指標の評価は EUDR 要求事項に基づくアプローチで実施されます。

d) **原生林景観の境界** は、（Global Forest Watch のマップのほかに）その他の入手可能な最良の情報を使って更新することもできるようになりました。例えば、過去の伐採に関する文書や現行の森林管理規格（FSS）の枠組み、独立組織、科学者、専門家などが提供する地図や外部データなどがその例です。

内容関連の要求事項に対する主な変更の詳細情報は、<FSC-GUI-40-005 リスクアセスメントの枠組み V1-0 および V2-0 の指標比較>および、<FSC-PRO-60-006b V2-0 リスクアセスメントの枠組み>と併せて発行された比較文書をお読みください。リンクは以下の通りです。<https://connect.fsc.org/current-processes/revision-risk-assessment-framework-procedure-fsc-pro-60-006b>



### 6.3 リスクアセスメントでは国レベルのリスクを評価するのですか？ それとも製品レベルのリスクの評価ですか？

リスクアセスメントでは、評価対象範囲を国、国内の一地域、または複数国にまたがる地域に限定することができ、また特定の製品（木材、ゴム、特定の非木材林産物（NTFP）など）を評価することもできるほか、<[FSC-PRO-60-006b V2-0 リスクアセスメントの枠組み](#)>に規定する指標のいくつかに評価対象に絞ることもできます。

### 6.4 改定版リスクアセスメントには、先住民族の権利の保護がどのように盛り込まれていますか？

先住民族の権利は、法律遵守の評価を含むリスク評価指標に含まれるほか、ILOの規定や自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）を含む先住民族の権利に関する国際連合宣言（UNDRIP）がカバーする権利にも含まれています。

### 6.5 誰が FSC リスクアセスメントを使用することができますか？ 認証を取得する必要はありますか？

<[FSC-PRO-60-006b V2-0 リスクアセスメントの枠組み](#)>では誰でも FSC リスクアセスメントを使用することができ、認証を取得する必要はありません。

### 6.6 FSC リスクアセスメントはいつから使用できるようになりますか？

<[FSC-PRO-60-006b V2-0 リスクアセスメントの枠組み](#)>は、2024年7月1日に公開されました。FSCでは、優先20ヶ国のFSCリスクアセスメントを改定し、2025年から使用できるよう作業を進めています。FSCリスクアセスメント策定についての最新情報は、[こちらのFSC国別要求事項スケジュール](#)をご確認ください。

### 6.7 どの国が優先されていますか？

FSCは、以下の20ヶ国を優先国としています。オーストリア、ブラジル、カナダ、チリ、中国、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、インドネシア、ラトビア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スペイン、スウェーデン、トルコ、英国、ウクライナ、米国。関連する告知は、[こちらのプロセス](#)に関するページに発表します。



## 6.8 最初の優先リスクアセスメントが策定された後、分会バランスの取れた国別プロセスは、長期的にどのようにリスクアセスメントの策定に影響を与えることができますか？

実際的には、優先国における FSC リスクアセスメントの改定は、本部主導のアプローチで進めています。とは言え、分会バランスの取れたプロセスによる FSC リスクアセスメントの策定または改定の可能性は、常に残されています。

また、規格策定グループ (SDG) が存在する場合、SDG は、中央主導のアプローチによる FSC リスクアセスメントの策定や改定の過程で、コンサルテーションへの参加を要請されることも重要です。

## 6.9 私の国で FSC リスクアセスメントの策定を支援するためにできることはありますか？

利害関係者は、FSC リスクアセスメントの策定または改定に関するコンサルテーション期間中に意見を出すよう奨励されます。さらに、利害関係者や専門家は、FSC が提供するオンラインプラットフォームを通し、適用可能な法律やリスク判定、軽減措置などについて、公開された FSC リスクアセスメントに対して継続的にコメントし、情報を共有することもできます。

さらに FSC は、優先国での FSC リスクアセスメント策定・改定をサポートする専門家を探す予定です。

## 6.10 新規または改定版の FSC リスクアセスメント公開を待つ間、FSC による EUDR 対応リスクアセスメントはどのように実施すればよいでしょうか？

当該国・地域に改定版の FSC リスクアセスメントがない場合、FSC EUDR 対応モジュール適合を目指す企業は、<FSC-PRO-60-006b V2-0 リスクアセスメントの枠組み>の要求事項に従って、拡張版の企業リスクアセスメントを策定する必要があります。FSC ではこのためのテンプレートを提供しており、以下のリンクからダウンロードできます。<https://connect.fsc.org/fsc-risk-assessments>

FSC リスクアセスメントがない場合に FM および 100% CoC の認証取得者がリスクを評価できるよう、FSC が提供するテンプレートについては、本文書の第 4 部「森林管理認証 EUDR 対応モジュールについて」をご覧ください。

## 6.11 FSC-PRO-60-002a に基づいて策定された現行のナショナルリスクアセスメントは、FSC EUDR 対応モジュールでの使用に適格でしょうか？

いいえ、FSC EUDR 対応モジュールの中で使用することができるのは、<FSC-PRO-60-006b V2-0 リスクアセスメントの枠組み>に従って策定された FSC リスクアセスメントに限定されます。

## 6.12 最新の各国リスクアセスメントと各国のリスクレベルの一覧表は、どこで確認できますか？

FSC リスクアセスメントプラットフォームには、現在の 60 の管理木材リスクアセスメントについて、各指標のリスク判定が掲載されており、こちらのリンクからアクセスいただけます。

<https://connect.fsc.org/chain-custody-certification/fsc-risk-assessment-platform>

これらのリスクアセスメントの作成に使われた過去の枠組みは、こちらからご覧いただけます。

<https://connect.fsc.org/document-center/documents/f9a1c869-a5fc-4eee-8056-fab239230596>

また、文書センターでは既存の管理木材リスクアセスメントの PDF 文書を検索できますので、こちらのリンクからアクセスしてください。 <https://connect.fsc.org/document-centre>

ただし、改定版 FSC リスクアセスメントの結果は、2025 年に最初の優先 20 ヶ国についてのみ利用可能になります。

## 6.13 FSC リスクアセスメントは、FSC ミックスの EUDR 遵守対応もサポートしていますか？

<[FSC-PRO-60-006b V2-0 リスクアセスメントの枠組み](#)>に規定される要求事項は、確実に EUDR 対応するよう改定されました。この手順に従って策定または改定された FSC リスクアセスメントは、管理木材 (CW) の使用者についても適用されます。これには、通常の利用者と EUDR 遵守を達成する支援ツールとして FSC EUDR 対応モジュールへの適合を目指す利用者のどちらも含まれます。

## 6.14 FSC リスクアセスメントと「リスク情報アライアンス」はどのような関係にありますか？

FSC は、[リスク情報アライアンス](#)を通して、リスクアセスメント策定に関して同様の課題に直面しているパートナー組織と提携しました。このリスク情報アライアンスは、他のサステナビリティリーダーと協力し、認証企業・非認証企業の両方に役立つ単一の標準リスクアセスメントの枠組み策定に焦点を当てることで、世界的な持続可能性のリーダーシップを育みます。リスク情報アライアンスでは、要求事項の策定と意思決定プロセスの合理化を目指しています。しかし、それでも<[FSC-PRO-60-006b V2-0 リスクアセスメントの枠組み](#)>では、分会バランスの取れたワーキンググループを通したリスクアセスメント策定が可能であり、これは柔軟性の構築と、新しい方法によるリスクアセスメント策定の迅速化の手段となっています。リスク情報アライアンスに関する詳しい情報は、[www.riskinformationalliance.org](http://www.riskinformationalliance.org) をご覧ください。

## 6.15 FSC リスクアセスメントは、EUDR を超える内容になっていますか？

FSC には、FSC システムの主要要求事項で構成される過去の管理木材リスクアセスメントの枠組みで既に含まれていた指標を通じて、環境・社会的価値が含まれています。これらの要求事項は維持されて

います。例えば、高い保護価値(HCV)の評価や、ILO の労働における基本的原則および権利に定められる関連の権利も含めた児童労働、遺伝子組換え生物 (GMO) などが例として挙げられます。

特に、<FSC-PRO-60-006b リスクアセスメントの枠組み>の指標で定める要求事項が EUDR を超えた内容になっている点を、以下に説明します。

- a) 64 の指標のうち 57 は、枠組みの旧版 ((<FSC-PRO-60-002a FSC ナショナルリスクアセスメントの枠組み>)) に盛り込まれていました。法的要求事項を超えて持続可能性の側面を評価するため、若干の変更が行われています。したがって、要求事項の 89%が保持されており、システムの安定性を確保しています。
- b) <FSC-POL-01-007 林地転換に関する指針>および EUDR をカバーするため、5 つの新しい指標を導入。
- c) 以下の点に焦点を当てる FM の要求事項に沿って、持続可能性の側面を評価する 2 つの新しい指標を導入：i. インフラ開発・管理が環境価値に与える悪影響を最小限に抑制。ii. 労働者の安全衛生。

詳しい情報は、<FSC-GUI-40-005 リスクアセスメントの枠組み V1-0 および V2-0 の指標比較>および、<FSC-PRO-60-006b V2-0 リスクアセスメントの枠組み>と併せて発行された比較文書をお読みください。リンクは以下の通りです。<https://connect.fsc.org/current-processes/revision-risk-assessment-framework-procedure-fsc-pro-60-006b>

## 7. EUDR 対応モジュール認定要求事項について

### 7.1 認証機関にはどのような役割がありますか？

認証機関は、FSC EUDR 対応モジュールの認証要求事項に対する認証取得者の適合状況を検証します。

### 7.2 これらの要求事項の段階的導入は、どのように行われますか？

FSC EUDR 対応モジュールを適用するためには、認証取得者の認証範囲を拡大する必要があります。そのため、認証取得者は、認証機関に対して認証範囲拡大の申請を行う必要があります。認証範囲拡大の前に、認証機関は最低限でも、認証取得者の文書（手順など）の机上審査を実施する必要があります（FSC EUDR 対応モジュール 8.2.1 項）。

### 7.3 認証機関は、EUDR 対応モジュールに基づく監査を実施するために追加認定を得る必要がありますか？

前提条件として、認証機関は、認定範囲に管理木材（CW）を含んでいなければなりません。認証機関は、EUDR 対応モジュールによる審査を提供する準備が整った段階で、ASI にその旨を知らせる必要があります。ASI は机上監査を実施するか、タイミングが重なった場合には本部評価と併せて監査を実施します。FSC EUDR 対応モジュールを追加するための認定範囲拡大は、自主的なものとなります。

### 7.4 FSC EUDR 対応モジュールに関して、認証機関への講習は実施しますか？

FSC では、FSC EUDR 対応モジュールに関して認証機関に対する公式の講習を行う計画はありませんが、モジュール導入および FSC と認証機関との間の対応プロセスを支援するため、2024 年第 4 四半期から翌年にかけて、複数のワークショップを開催します。FSC EUDR 対応モジュールの認定要求事項は既存の認定要求事項とよく似ており、認証機関に新しい特別な能力を求めるものではありません。

### 7.5 FSC 以外の制度の資格を持つ監査員が FSC EUDR 対応モジュールの監査をすることはできますか？

いいえ、FSC EUDR 対応モジュールは独立して認証・認定を保証するようにはなっておらず、通常の FSC 認証・認定との組み合わせで機能する仕組みになっているため、それは不可能です。監査員は、<FSC-STD-20-001 FSC 認定認証機関に対する一般要求事項>および<FSC-PRO-20-004 FSC トレーニングプログラムに関する一般要求事項>で規定されるとおり、FSC に特化した資格および教育訓練要件を満たしていることを実証する必要があります。

## 7.6 認証機関は、管轄当局との業務実施に当たってどのような役割を果たしますか？

EUDR 対応モジュールには、認証機関の顧客の EUDR 遵守に関して管轄当局が情報提供を要請した場合、認証機関はそれに応じなければならないという一般要求事項があります。これは、必要な場合に両者の協力を促進するためです。

実際には、例えば認証機関が EUDR 対応モジュールで重大な不適合を発見した場合等、EUDR 対応モジュールでは、管轄当局と連絡を取り合う中核的な責任は認証取得者にあるとしているため、認証機関には管轄当局との直接のやり取りはほとんど生じないと予測しています。管轄当局が EUDR 不遵守を発見した場合、認証取得者に通知が行われるものと予想され、認証取得者はそれを受けて認証機関に連絡する義務があります。その場合、認証機関は、発見された不遵守で不適合製品となるか、EUDR 対応モジュールに従って確認し、確認が取れた場合は、認証取得者に対して認証の一時停止措置を取るものと期待されています。



**FSC International – Performance and Standards Unit**

Adenauerallee 134

53113 Bonn

Germany

**Phone:** +49 -(0)228 -36766 -0

**Fax:** +49 -(0)228 -36766 -65

**Email:** [psu@fsc.org](mailto:psu@fsc.org)